

勧告等措置区分（台風等対策）

湾外避難等（瀬戸内海中部）

対象海域

海上交通安全法適用海域のうち

（1）明石海峡大橋、淡路島、大鳴門橋を結ぶ線

（2）来島海峡大橋（第1、2、3）、伯方・大島大橋、大三島橋、多々羅大橋、生口橋、因島大橋、新尾道大橋を結ぶ線

上記（1）、（2）と本州、四国の陸岸に囲まれた海域及び港則法適用港

ただし、上記（2）付近の港則法適用港については、愛媛県吉海港、岡村港、宮浦港、菊間港を対象海域に含め、広島県土生港は対象海域から除く。

対象船舶

対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び限定近海以下を航行する内航船舶は除く。

- ・長さ 160 メートル以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、ガスタンカー及びタンカー
- ・長さ 200 メートル以上の客船・フェリー及び貨物船
- ・総トン数 5 万トン以上の危険物船（液化ガス船を除く。）
- ・総トン数 2 万 5 千トン以上の液化ガス船

勧告内容

- （1） 瀬戸内海中部海域内（港則法適用港を含む）に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって、瀬戸内海中部海域外の台風の影響の少ない海域へ避難すること。
ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ）することができる船舶は除く。
- （2） 瀬戸内海中部海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避すること。
ただし、入域後、瀬戸内海中部海域内の台風の影響の少ない他の海域で安全に避泊・避航することができる船舶又は十分な時間的余裕をもって瀬戸内海中部海域外の台風の影響の少ない海域へ避難する船舶は除く。
- （3） 対象船舶以外の船舶についても、安全な海域に避難しようとする場合は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。